

活動収支決算書（余剰金計算例）

※余剰金（繰越金）が発生した場合の算定方法を例示したものです。

○収入の部

(単位：円)

	区 分	決 算 額	摘 要	
(A)	下松市地区連合会助成金 A	80,000	交付決定額 80,000 円	
	自治会等の負担分	130,000	単位自治会負担金 120,000 円 ○○自治会ほか（500 円×200 戸） 地区連合会負担金 10,000 円 一般会計から支出	
(B) B	寄附金、祝儀		25,000	
	バザー売上		48,000	焼き鳥、ジュース、輪投げほか
	地区社協助成金		20,000	
	合 計	303,000		

B
自治会等が負担し、
又は調達する額
Ⅱ
下松市地区連合会助成金を
除いた収入の合計額
=223,000 円

※（A）には、市が通知した助成金の交付決定額を記入してください。
※（B）には、自治会や地区連合会の会計からの支出金、広く自治会員等から集めた負担金や寄附金、バザー等の売上など「自治会等が負担し、又は調達する額」を記入してください。

○支出の部（単位：円）

	区 分	決 算 額	摘 要
	報償費（出演者謝礼）	25,000	○○ロックバンド 15,000 円、△△大道芸人 10,000 円
	報償費（お手伝い等お礼）	20,000	太鼓・口説きお礼、ボランティアスタッフお礼
	報償費（景品等）	50,000	仮装参加賞（菓子 10,000 円分）、賞金（5,000 円、3,000 円、2,000 円）、ビンゴ景品（文具、洗剤等 30,000 円分）
	消耗品費	3,000	コピー用紙、ガムテープ、マジックペン
	食糧費（お茶）	10,000	会議、設営準備・片づけ ○人分
	食糧費（スタッフ食事）	20,000	○人分
	材料費（もちまき）	25,000	もち、菓子
	材料費（バザー販売用）	40,000	焼き鳥、ジュース、ビール等の仕入れ、容器代（紙皿、割り箸、コップ）ほか
	材料費（バザー販売用）	20,000	輪投げ景品、スーパーボール、景品入れ袋ほか
	印刷製本費	5,000	ポスター印刷、バザー券印刷、写真現像代
	手数料・保険料等	30,000	クリーニング代、ごみ処理代
	使用料・賃借料	20,000	調理器具、照明器具、発電機レンタル
	設営費	10,000	音響設備
	積立金	20,000	祭り用大太鼓の修繕費積立
	余剰金（繰越金） C	5,000	次年度事業に繰越
	合 計	303,000	

※経費の内訳等が詳しく分かるように記入してください。

判定	助成対象経費
○	25,000
○	20,000
△ (賞金×)	40,000
○	3,000
○	10,000
×	0
○	25,000
○	40,000
○	20,000
○	5,000
○	30,000
○	20,000
○	10,000
×	0
×	0
	D 248,000

助成金の算定方法（市が行う作業）

A：交付決定額・・・・・・・・・・80,000円
B：自治会等が負担し、又は調達する額・・223,000円
C：余剰金（繰越金）額・・・・・・・・5,000円
D：助成対象経費・・・・・・・・・・248,000円

算定①
A又はBいずれか低い額を交付上限額とする。
この例の場合はA<Bのため、交付上限額は80,000円。

▶余剰金がある場合は算定② → 算定③
▶余剰金がない場合は算定③

算定②
余剰金（繰越金）が発生した場合は、算定①の額から差し引く。差引額は、総事業費に占める助成金（算定①の額）の割合を余剰金に乗じた額とする。
※余剰金（繰越金）の額に関わらず差し引く。

この例の場合、
総事業費（A+B）303,000円
交付上限額（算定①の額）80,000円
繰越金（C）5,000円
なので、
(1)80,000÷303,000×5,000=1,320.13
※1円以下切捨て

(2)80,000円－1,320円=78,680円
⇒交付上限額：78,000円 ※1,000円未満切捨て

算定③
交付上限額（算定①の額もしくは算定②の額）又はD（助成対象経費）の1/2いずれか低い額を確定額とする。

この例の場合、
交付上限額（算定②の額）・・・・78,000円
D（助成対象経費）の1／2・・・・124,000円
であるから、交付上限額（算定②の額）である78,000円が確定額となる。

助成金の確定額 78,000円